

策定 平成 22 年 10 月 26 日

# 卸売市場整備基本方針

平成 22 年 10 月

**農林水産省**

## 第1 基本的な考え方

卸売市場については、我が国の生鮮食料品等の流通の基幹的インフラとして、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

こうした中で、卸売市場をめぐっては、少子高齢化等による社会構造の変化、農水産物の生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題をはじめとする社会的要請の高まり等の情勢変化が見られるとともに、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱数量の減少等の状況にあり、卸売業者及び仲卸業者の経営は非常に厳しいものとなっている。

また、生産者及び実需者からは、卸売市場におけるコールドチェーンシステム（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立、加工処理機能の強化、安定的な取引の確保等に対する要請が高まっているほか、中央卸売市場について取扱規模が二極化している状況を踏まえ、規模の大きな卸売市場と中小の卸売市場との間で機能・役割分担を行い、効率的な流通ネットワークを構築することが求められている。

さらに、卸売市場がこうした情勢変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していくためには、卸売市場の位置付けや役割、機能強化の方向、市場施設の整備や運営のあり方等卸売市場の将来方向を検討し、実行に移す体制の構築が必要となっている。

以上のような情勢を踏まえ、今後の卸売市場については、

- ① コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
- ② 公正かつ効率的な取引の確保
- ③ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- ④ 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ⑤ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ⑥ 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

を基本とし、その整備及び運営を行う。

## 第2 卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、別記1の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢に対応し、また、開設者の財政事情を勘案し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化が図られるよう、次の事項に留意して行う。

### 1 中央卸売市場

- (1) 中央卸売市場については、既設の中央卸売市場の開設者（当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が、他の卸売市場に係る取扱品目の部類を承継する場合を除き、新設は行わないこと。
- (2) 大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間での機能・役割分担の明確化を図り、効率的な流通ネットワークを構築するため、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の中小規模の中央卸売市場と連携した流通を行う役割を担う中央卸売市場（中央拠点市場）において、大型車両にも対応可能な保管・積込施設、全国の産地や卸売市場との間での情報の迅速な処理を行うために必要な情報処理施設等の整備を推進すること。なお、開設者は、複数の中央卸売市場に分散して投資することにより、整備の効率性が阻害されることのないよう十分留意すること。
- (3) (2)の中央拠点市場は、中央卸売市場（花き卸売市場及び食肉卸売市場を除く。）であって、当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域（以下1において「開設区域」という。）外にある複数の中央卸売市場へ出荷を行っており、かつ、取扱数量及び開設区域外への出荷割合について、以下の①又は②のいずれかの指標に該当すること。

なお、中央拠点市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。ただし、開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合には、当該複数の中央卸売市場を1つの卸売市場とみなして取扱数量及び開設区域外への出荷割合を計算することができる。

① 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあつては290,000トン以上

イ 水産物にあつては140,000トン以上

であり、かつ、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、

ウ 青果物にあつては30%以上

エ 水産物にあつては40%以上

であること。

② 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあつては150,000トン以上

イ 水産物にあつては60,000トン以上

であり、かつ、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、

ウ 青果物にあつては45%以上

エ 水産物にあつては60%以上

であること。

(4) 中央拠点市場とネットワークを構築する中央拠点市場以外の中央卸売市場については、それぞれの地域における生鮮食料品等の流通の中核として、実需者のニーズに適切に対応した機能の高度化を図り、効率的な流通の確保を推進すること。

(5) 中央卸売市場（食肉卸売市場を除く。）であつて、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと。なお、再編に取り組むべき卸売市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。

① 当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であつて、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、

ア 青果物にあつては45%以上

イ 水産物にあつては60%以上

ウ 花きにあつては60%以上

である場合には、この限りでない。

② 当該中央卸売市場における取扱数量が、

ア 青果物にあつては65,000トン未満

イ 水産物にあつては35,000トン未満  
ウ 花きにあつては6,000万本相当未満  
であること。

③ 当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、

ア 青果物にあつては9.9%以上  
イ 水産物にあつては15.7%以上  
ウ 花きにあつては7.4%以上  
であること。

④ 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省で定める繰出しの基準を超えていること。

イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法（昭和46年法律第35号）第51条第2項各号のいずれかに該当していること。

(6) (5)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置のいずれに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定すること。ただし、沖縄本島にある中央卸売市場については、この限りでない。なお、(5)に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて当該措置に取り組むことが望ましい。

- ① 市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）
- ② 地方卸売市場への転換
- ③ 他の卸売市場との統合による市場機能の集約
- ④ 集荷・販売面における他の卸売市場との連携
- ⑤ 卸売市場の廃止その他市場流通の効率化

(7) 中央卸売市場については、商品形態の変化、小売形態の変化、情報化の進展、食の安全に対する社会的要請の高まり等に対応して計画的に近代的な市場施設の整備を推進すること。特に、食肉卸売市場については、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図るなど価格形成市場として十全の機能が

発揮し得るよう整備し、運営の改善を図ること。

- (8) 老朽化や過密・狭隘化<sup>あい</sup>の著しい中央卸売市場については、P F I（民間の資金とノウハウの活用による公共施設等の整備手法）事業の活用等により、計画的に再整備を図ること。

## 2 地方卸売市場

- (1) 地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、必要に応じて、都道府県卸売市場整備計画に、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、次に掲げる措置のいずれかを講じるもの（地域拠点市場）を定めること。

- ① 他の地方卸売市場との統合
- ② 他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

- (2) (1)の地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

- ① 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として15,000トン以上
- ② 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として7,000トン以上
- ③ 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として2,000万本相当以上

にそれぞれ達することが見込まれること。

なお、当該地域拠点市場が食肉を主たる取扱品目とする卸売市場については、と畜場を併設しているという性格にかんがみ、当面の間、目標年度における取扱数量は定めない。

- (3) 全国的な卸売市場の再編を促進する観点から、地域拠点市場が他の地方卸売市場と統合する場合には、当該統合が次に掲げる要件のすべてに適合していることが望ましい。

- ① 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が50億円以上又は卸売場面積が3,000㎡以上であること。

- ② 統合後の地域拠点市場の取扱金額が100億円以上又は卸売場面積が5,000㎡以上であること。
  - ③ 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)第4条第2項の規定により、同法第2条第3項第2号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。
- (4) 公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努めること。
- (5) 中央卸売市場開設区域内における地方卸売市場については、その開設区域内に配置することが当該開設区域内における生鮮食料品等の円滑な流通の確保を図るために必要であると認められる場合に限り配置すること。
- (6) 食肉を主たる取扱品目とする地方卸売市場については、地域における肉畜の生産事情、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展及び食肉処理施設との関連に留意の上、市場機能が十全に発揮し得るよう配置すること。

### 3 水産物産地市場

水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性や、産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して統合等により市場機能の強化を推進すること。

## 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

### 1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。

- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

## 2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

## 3 施設の規模に関する事項

別記2に基づいて算定される施設規模を確保する。

## 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズに的確



に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用により、市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

- (1) 卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置すること。また、中央卸売市場においては、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等を考慮しつつ、中央卸売市場ごとに数値目標や方針を策定すること。
- (2) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。
- (3) 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。また、中央卸売市場においては、温室効果ガスの削減に向けて、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分踏まえた上で、数値目標や方針を策定し、計画的に取り組むこと。
- (4) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。特に、大都市圏の卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とすること。

- (5) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。また、(1)の低温（定温）管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (6) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (7) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (8) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
- ① 取引における生鮮EDI標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
  - ② 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入
- に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
- (9) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。
- (10) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

#### **第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項**

##### **1 取引の合理化に関する事項**

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等卸売市場の実態を反映しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、これを遵守すること。この売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場における市場取引委員会の場合等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や商物一致原則の例外措置の活用、国が示すガイドラインに即した受託拒否の禁止の例外措置の適切な運用等を図るため、各卸売市場においては市場取引委員会の場合等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者及び実需者との連携による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場合等で十分な議論を行うこと。
- (4) 迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検証し、事務の簡素化の徹底を図ること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報技術の活用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (5) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- (6) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成にお

いて需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

- (7) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。
- (8) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。
- (9) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進するとともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティーの確保に努めること。

なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。

- (10) 卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

### 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方を採り入れた品質管理に努める。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮<sup>きつ</sup>やナイフの消毒等に取り組む。

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

### 1 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

(単位：百万円)

部類別 市場別	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
中央卸売市場	250	380	160
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く。)	130	160	80

(注) この表に示す水準は、中央卸売市場については平成20年度、地方卸売市場については平成19年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

(2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善を図ること。また、開設者等は、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、適切な指導を行うこと。

さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

(3) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。

(4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育及び熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。

(5) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化と生産者及び実需者との連携を深めることにより、国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。

(6) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

## 2 仲卸業者

(1) 経営の発展を図るため、業者数の大幅な縮減を図ることを基本とし、卸売市場や

商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業権の取得等により業者数の縮減を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

（単位：百万円）

市場別 \ 部類別	青果物 仲卸業者	水産物 仲卸業者	花き 仲卸業者
中央卸売市場	100	100	70
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く。)	90	80	50

（注）この表に示す水準は、平成20年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき経営の早期改善を図ること。また、卸売市場の信用力を維持する観点から、開設者は、仲卸業者に対する経営改善指導を適切に行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者及び実需者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。
- (5) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理

化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

### 3 卸売業者及び仲卸業者に共通する事項

- (1) 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。
- (2) 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。
- (3) 新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者間における情報共有を図るなど、その収集と提供の取組を強化すること。
- (4) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等も含め、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (5) 予約相対取引の活用等により、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

## 第6 その他

- 1 中央卸売市場においては、開設者及び市場関係業者が一体となって、卸売市場全体の経営戦略的な視点から、それぞれの卸売市場の位置付け・役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備、コストも含めた市場運営のあり方等を明確にし、経営展望を策定するなど、卸売市場としての経営戦略を確立する。

また、中央卸売市場の運営に当たっては、経営の視点を導入し、卸売市場全体としての意思決定を的確に行うことに十分留意する。その際、独立性が高く、経営責任の明確化や自主性の拡充等が期待できる地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基



づく事業管理者等の活用も視野に入れて対応する。また、開設者は、施設の整備と維持管理、市場関係業者への指導監督にとどまらず、市場関係業者と一体となった市場運営に対する取組を行う。

- 2 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図る。
- 3 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努める。
- 4 食の安全の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、<sup>じんあい</sup>塵埃処理施設及び污水处理施設の整備に努める。
- 5 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図る。
- 6 災害時等の緊急の事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努める。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努める。また、食の安全に係る事件・事故が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努める。
- 7 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意して、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供にも十分配慮する。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮する。
- 8 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供

するよう努める。

## 別記 1

### 市場流通量の見通し

(単位：千トン、花きにあつては百万本)

	平成19年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成 27年度 / 平成 19年度 (%)
野 菜	11,451	11,370～12,060	99.3～105.3
果 実	4,254	4,140～4,390	97.3～103.2
水産物	5,312	5,200～5,530	97.9～104.1
食 肉	359	315～ 336	87.7～ 93.6
花 き	8,954	8,790～9,320	98.2～104.1

- (注) 1 市場流通量の見通しは、野菜、果実、水産物及び食肉については「食料・農業・農村基本計画」の基本的数値を、花きについては過去の市場流通量を、それぞれ基礎として推定した。
- 2 水産物産地市場の流通量は、含まない。

## 別記 2

### 卸売市場施設規模算定基準

#### 1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$  : 目標年度における売場施設の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$f_i$  : 売場施設経由率

$\mu_i$  : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R<sub>i</sub> : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

## 2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

## 3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S<sub>t</sub> : 目標年度における駐車場の必要規模

g<sub>t</sub> : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ<sub>o</sub> : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

## 4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S<sub>i</sub> : 各施設の必要規模

S<sub>t</sub> : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模